

議案第 5 2 号

区議会提出議案に関する意見聴取
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 9 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第339号
令和4年8月31日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和4年第3回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和4年9月9日(金)

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある
るので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「当該職員」を「その者」に、「職員の属する」を「その者の属する」に改め、同条第7項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」を「その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第7条の3を削る。

第20条第4項及び第22条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項、第30条第3項、第31条第2項及び第32条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7条中「前条」を「第6条」に改め、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第7条 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（第3項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

- (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員（第3項に規定する職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受

ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する分限条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、分限条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、分限条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、分限条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項及び第3項の規定による給料月額の算出の方法その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	229,400	268,200	291,300	330,300

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年

前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

- 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第24号。以下「分限条例」という。)第7条の規定に基づき、<u>その者</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が<u>その者</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。</p> <p>7 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>8 省略</p> <p>(超過勤務手当)</p>	<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例(昭和26年12月世田谷区条例第24号。以下「分限条例」という。)第7条の規定に基づき、<u>当該職員</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が<u>職員</u>の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。</p> <p>7 地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)の給料月額は、給料表の<u>再任用職員の欄に掲げる給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>8 省略</p> <p><u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p><u>第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(超過勤務手当)</p>
<p>第20条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第10条第1項の規定に</p>	<p>第20条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第10条第1項の規定に</p>

改正後	改正前
<p>より勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p>	<p>より勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p>
<p>2・3 省略</p>	<p>2・3 省略</p>
<p>4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>5 省略 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>	<p>5 省略 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>
<p>第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項及び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p>	<p>第22条 第19条第1項、第20条第1項、第3項及び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p>
<p>(1) 省略</p>	<p>(1) 省略</p>
<p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に</p>	<p>(2) 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定す</p>

改正後	改正前
<p>規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 (期末手当)</p>	<p>る勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 (期末手当)</p>
<p>第27条 省略</p>	<p>第27条 省略</p>
<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p>
<p>4～6 省略 (勤勉手当)</p>	<p>4～6 省略 (勤勉手当)</p>
<p>第30条 省略</p>	<p>第30条 省略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の102.5(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の102.5(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分</p>

改正後	改正前
<p>は、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。</p>	<p>の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。</p>
<p>4～7 省略 (義務教育等教員特別手当)</p>	<p>4～7 省略 (義務教育等教員特別手当)</p>
<p>第31条 省略</p>	<p>第31条 省略</p>
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員)にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員)にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p>
<p>3 省略 (扶養手当及び住居手当についての適用除外)</p>	<p>3 省略 (扶養手当及び住居手当についての適用除外)</p>
<p>第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条～第6条 省略 (職員)の定年の引上げに関する経過措置)</p>	<p>第1条～第6条 省略</p>
<p><u>第7条 当分の間、職員の給料月額、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及びその受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p>	
<p><u>2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p>	
<p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員</u></p>	
<p><u>(2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>5 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員（第3項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した</u></p>	

改正後	改正前
<p>給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する分限条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、分限条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、分限条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、分限条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項及び第3項の規定による給料月額の算出の方法その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	
<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 附則第2条から<u>第6条</u>までに規定するもののほか、この条例</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> 附則第2条から<u>前条</u>までに規定するもののほか、この条例の</p>

改正後	改正前
<p>の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</u></p> <p>3 <u>令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</u></p>	<p>施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。</p> <p>7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。</p> <p>8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「<u>定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員</u>」とする。</p> <p>9 <u>幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> （委任）</p> <p>10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に</p>	

改正後						改正前					
関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。											
別表第1（第6条関係）						別表第1（第6条関係）					
幼稚園教育職員給料表						幼稚園教育職員給料表					
職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員	省略	円	円	円	円	再任用 職員 以外の職員	省略	円	円	円	円
		省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略	省略
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300
		229,400	268,200	291,300	330,300						

職員の定年引上げに関する改正の概要

法改正に伴う主な制度改正

職員の定年引上げに関する国家公務員法等及び地方公務員法の改正に伴い、世田谷区でも以下の内容について改正する。

1 定年の段階的引上げ

- 現行60歳の職員の定年を令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13～14年度
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年年度	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年

引上げ期間中の任用例

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
昭和37年度生	60歳 常勤	61歳 暫定再任用 (フル・短)	62歳 暫定再任用 (フル・短)	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)		
昭和39年度生	58歳 常勤	59歳 常勤	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 暫定再任用 (フル・短)	64歳 暫定再任用 (フル・短)	65歳 暫定再任用 (フル・短)

定年の段階的な引上げの開始 (R5.4.1～)

本則での任用

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
昭和42年度生以降	60歳 常勤	61歳 常勤 定年前再任短	62歳 常勤 定年前再任短	63歳 常勤 定年前再任短	64歳 常勤 定年前再任短	65歳 常勤 定年前再任短

2 給与に関する措置

給料月額に関する措置

- 60歳に達する年度の翌年度以降の常勤職員の給料月額は、その者に適用される給料表上の月額額の7割とする。
- ただし、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により管理職から降任した職員については、60歳に達する年度末時点の給料月額額の7割とする。

退職手当に関する措置

- 60歳に達した日以後定年前に退職した者の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を適用する。
- 61歳に達する年度における給料月額額の7割措置を受けた職員について、これによる減額の影響を緩和するよう基本額の算定を行う。
- 役職定年制により管理職から降任した職員における職層に応じた調整額の算定については、「退職前20年間の算定」より「60歳前20年間の算定」が上回る場合は、後者を適用する。

【参考：退職手当の算出方法】

退職手当	基本額	「退職日の給料月額」×「退職事由・勤続年数に応じた支給率」により算出
	調整額	退職前20年間の職層に応じて算出

3 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理職については、原則として60歳に達する年度末をもって役職定年となり、翌年度以降は課長補佐以下の職で任用する。
- ただし、職務遂行上の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳に達する年度の翌年度以降、本来定年となる年度までの間、本人の希望により常勤職員を退職のうえ、再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

5 暫定再任用制度の導入

- 定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年の翌年度から65歳に達する年度までの間、暫定的に現行と同様の再任用制度を存置する。
- 任用、給与、勤務時間等に関しては、現行の再任用制度と同様とする。

6 情報提供・意思確認制度の新設

- 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳に達する年度の翌年度以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の勤務形態等に係る意思を確認するよう努める。